

## 府中市の対応要領策定にあたって留意すべき点

1. 基本方針を踏まえ、具体的に行動できるものとする。
2. 相談窓口を明確にし、相談のたらい回しにならないようワンストップサービスに努める。相談窓口とは、障害者が府中市に対して配慮して欲しいことがあったときに、相談するところ。
3. 合理的配慮の提供については、個別の事案毎の判断になるが、職員が判断に悩まないよう事例の収集および周知に努めること。なお、事例の収集は継続して行い、市役所内だけでなく、広く一般にも情報提供する。事例については、添付の事例集を参照されたい。
4. 過重な負担と判断した場合は、その理由を障害当事者にわかるように説明し、理解を得る。また、代替案を提示するように努める。
5. 職員の障害理解を深めるよう継続して啓発、研修に努める。
6. 紛争解決のための仕組みをつくり、周知する。
7. 市役所内だけではなく、市内の事業者に対しても所管の各省庁の対応指針を踏まえ、積極的に取り組むよう呼びかける。